

令和8年10月30日
山梨県福祉保健部健康長寿推進課
課長 天野 陽子
電話 055-223-1455 (内線 3100)

報道関係者各位

介護サービス事業所に係る指定の一部の効力の停止について

令和8年10月26日付けで、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第92条第1項、第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所について、次のとおり指定の一部の効力の停止処分を行いました。

1 事業者名等

- (1) 事業者名 社会福祉法人壽光会
- (2) 所在地 山梨県山梨市牧丘町室伏2452
- (3) 代表者 理事長 武藤 岳人

2 事業所名等

- (1) 事業所名 特別養護老人ホーム笛吹荘
笛吹荘短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 山梨県山梨市牧丘町室伏2452
- (3) サービスの種類 介護老人福祉施設
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- (4) 指定年月日 平成14年4月1日、平成18年4月1日
- (5) 事業所番号 1970400147、1970400154

3 指定の一部の効力の停止期間及び停止の内容

令和8年11月1日から令和9年4月30日までの期間、新規入所者・利用者へのサービス提供を停止する。

4 指定の一部の効力を停止する主な理由

- ①人格尊重義務違反（法第92条第1項第4号）
 - ・令和8年4月16日の夜間、介護職員1名が女性入所者1名の足を踏む等の連続的な暴行、唾を吹きかけるような屈辱的な対応を行った後、左頬を叩いた。
- ②法令違反（法第77条第1項第10号及び第115条の9第1項第10号）
 - ・指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者が介護保険法に関する法令に違反した。

5 その他

法の規定により、当該事業者に係る指定の一部の効力の停止処分を公示する。